

## 訪問看護ステーション リハビリ倶楽部 樹の子 運営規程

### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人地域リハビリネットワークの会が開設する訪問看護ステーションリハビリ倶楽部樹の子（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師・理学療法士・作業療法士その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、リハビリテーションの理念に基づき、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すとともに社会参加を促すよう援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 サービスの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医および居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーション リハビリ倶楽部 樹の子
- 二 所在地 大分県中津市上池永 717 番地 1  
ビューラースエヒロ3 101号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等 看護職員3名（常勤職員2名 非常勤職員1名）  
常勤看護師のうち1名を管理者とする。  
理学療法士 6名（常勤職員3名、非常勤職員3名）  
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名（非常勤）  
必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 一 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 二 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- 三 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

(訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事および排泄等日常生活の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 痴呆症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテルなどの管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、中津市、宇佐市、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県豊前市とする。

(利用料等)

第9条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は1kmあたり20円とする。
- 3 死後の処置料は、10,000円とする。
- 4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明し、その趣旨の理解を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した訪問看護に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23

条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービスの提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6か月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

平成28年	4月	1日	改訂
平成30年	4月	1日	改訂
令和2年	10月	1日	改訂
令和4年	4月	1日	改訂
令和4年	6月	1日	改訂
令和4年	2月	1日	改訂
令和7年	1月	1日	改訂
令和7年	2月	1日	改訂
令和7年	7月	1日	改訂